

「超高压ガス設備に関する基準の高圧水素用設備への適用に係る技術文書」の廃止について

1. 趣旨

超高压ガス設備に関する基準の高圧水素用設備への適用に係る技術文書 KHKTD5201（以下「KHKTD5201」という。）は、圧縮水素スタンドで使用する高圧ガス設備に超高压ガス設備に関する基準 KHKS0220（以下「KHKS0220」という。）を適用する場合の材料等に関する追加の要求事項について規定した技術文書^(注)であり、平成 26 年 9 月に制定された。

KHKTD5201 は制定から 5 カ年が経過することから、技術基準整備 3 ヶ年計画に基づき、見直しの検討を行う必要があるが、以下のとおり廃止することとしたい。

(注) 技術文書（技術基準作成基本方針 2(3)）

技術的な成熟度その他の点で、十分なコンセンサスに達する段階には至っていない規格案であって、将来的に制定が期待されるもの

2. KHKTD5201 の廃止について

KHKTD5201 は、最新の知見を踏まえてその内容を修正（定式化した RRA 及び REL の式を修正）したうえで、KHKS0220 の附属書 E（圧縮水素用の設備に適用する場合の追加事項）の E.3.4（一般化された水素適合性の判定基準）に取り込まれる形で規格化するため、KHKTD5201 は廃止することとしたい。

以上